

「財政健全化に関する条例（仮称）」制定を実現するための１つのシナリオ案

◆第１段階：「財政健全化に関する条例制定を求める市民委員会（仮称）」の発足

フォーラム参加者や希望する市民らを中心に、制定づくりを進めるグループを発足させる。

（フォーラム開催後１か月以内）

◆第２段階：「財政健全化に関する条例」に関する調査と研究

市民委員会が、すでに先行して制定している条例の内容とその効果を調べ、小金井市において条例を制定する意義を確認する。必要に応じてシンポジウム、フォーラムを開催する。調査・研究をまとめた報告書を作成する。

（市民委員会発足後３か月程度）

◆第３段階：「小金井市財政健全化に関する条例（仮称）」案の起草

市民委員会が、上記報告書を踏まえ、条例案を起草する。必要に応じて行政当局、市議会と意見交換する。

（報告書完成後３か月程度）

＊第１～第３段階にかけて、行政側が市民参加による財政健全化条例づくりに動き出すよう様々な手法を通じて働きかける。条例制定の請願または陳情についても検討する。行政側が市民参加による条例づくりに踏み出すようであれば、市民委員会はその動きに合流する。

◆第４段階：行政側が市民参加による財政健全化条例づくりに踏み出さない場合の対応を決定

地方自治法は有権者５０分の１以上の署名があれば、首長に対し条例案を議会に提出するよう直接請求できる権利を認めている。その時点での政治的情勢を見極め、直接請求運動（署名期間は１か月）を実施するかどうかを決定する。